

「(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、鹿児島県薩摩川内市及びいちき串木野市において、最大で出力40,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、本事業の実施による建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で10dB増加、風力発電設備の稼働に伴う騒音レベルが最大で7dB増加する予測結果となっている。

また、本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び管理用道路の拡幅等の土地の改変が行われ、さらに盛土場の造成により、土工量が増大する計画となっており、水環境及び水生動物等への影響が懸念される。

さらに、対象事業実施区域の一部は砂防法（明治30年法律第29号）に基づき砂防指定地に指定されており、土地の改変に慎重を要する地域である。

その上、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの複数のペアの生息や、ヤイロチョウの生息が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### （1）関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### （2）事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### (3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電設備が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施による建設機械の稼働に伴う騒音は最大で 10dB 増加、風力発電設備の稼働に伴う騒音は最大で 7 dB 増加と、参考とした環境基準及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（環境省）」は満足するものの、いずれも現況より騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、工事の実施及び風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

### (2) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺の一部は、森林法に基づき水源かん養保安林に指定されていることに加え、改変区域の一部は砂防法に基づき砂防指定地に指定されている。また、対象事業実施区域の周囲には水道水源が存在していることなどから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境に対する影響が懸念される。

このため、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境に対する影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 水生動物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、「環境省レッドリスト 2020」に準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等の重要な両生類の生息が確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水生動物に対する影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺の一部は、森林法に基づき水源かん養保安林に指定されていることに加え、風力発電設備 1 号機は砂防法に基づく砂防指定地に配置が計画されており、土地の改変に慎重を要する地域である。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の見直し等により、可能な限り土地の改変を抑制し、土砂の崩落又は流出による動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (5) 発生土について

本事業の実施に伴い風力発電設備の設置及び管理用道路の拡幅等による土地の改変が行われる。掘削に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷均しに利用することにより、可能な限り残土を低減する計画としているものの、盛土場の造成等により土工量が増大する計画になっている。盛土場の利用目的は資材置き場等としているが、具体的な設置箇所は未定となっているため、今後、土工量を可能な限り抑制すること。やむを得ず発生する残土については、対象事業実施区域内への盛土造成を優先せず、鹿児島県をはじめ関係機関等と十分に調整を行い、対象事業実施区域外に搬出し、再利用を図ることを引き続き検討すること。

### (6) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの複数のペアの生息や、ヤイロチョウの生息が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係

る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類または重要な鳥類の衝突が確認されるなど、重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、渡り鳥の移動経路等に係る調査を実施の上、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置や損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡・調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺において、ヤイロチョウの生息が確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期の調整等の環境保全措置を適切に実施すること。